

議 長 これより、日程第4「議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

町 長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、皆さん方に御報告をさせていただきます。議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例につきまして、議案名の中にですね、脱字がありましたので、訂正したものを提出させていただきますので、訂正をお願いしたいというふうに思います。条例の本文の訂正ではございません。なお、1月11日に開催をしていただきました総務文教常任委員会の皆さん方にはですね、この内容を報告をさせていただき、御審議をいただいておりますことを、ここにおいて御報告と、またその内容についてお願いをしたいというふうに思っていますので、御審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の脱字の件について、訂正した議案を提出したい申し出がありましたので、事務局より配付をいたします。配付してください。

（ 議 案 配 付 ）

町長から議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例について、脱字があり、訂正の申し出がありました。議案を配付いたしましたが、配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

この件について、町長の説明を求めます。

町 長 議案の作成をするに当たりですね、単純なミスというようなことでは済まされないと思いますけども、文字が1文字脱落しておりました。我々執行者側もですね、しっかりと確認ができてなく、チェック漏れがあったことに大変申しわけございません。

松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例を、松田町一般職の任期付職員の採用等という「等」が漏れておりましたので、等に関する条例というふうに訂正をさせていただきたく存じます。採用の次にですね、「等」という文字を加えるものでございます。大変申しわけございませんでした。引き続きですね、行政運営していくわけなんですけども、こういったミスがないように強化

してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長      ただいま町長より1文字訂正の申し出がありました。この訂正は、内容に重大な変更を生ずるものではなく、単に字句の脱字を訂正するものです。総務文教常任委員会にも報告があり、これに基づいて審査をしております。議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の脱字の訂正の件について、「松田町一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に訂正しますので、配付しましたので、差しかえていただきたいと思います。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 利根川茂君。

総務文教常任委員長      ただいま議長より指名がいただきましたので、総務文教常任委員会報告をさせていただきます。朗読をいたしまして、報告にかえる次第でございます。なお、先ほど町長から説明がありましたとおり、1月の11日の2回目の委員会におきまして、「等」の単なる字句の修正でございます。「等」を入れて慎重に審議したことにつきまして、あわせて報告をさせていただきます。それでは朗読をいたします。

平成30年1月11日、松田町議会議長 中野博殿。総務文教常任委員会委員長 利根川茂。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は12月8日に委員全員出席、1月11日に委員6名中5名出席のもと、役場4階会議室において平成29年第4回議会定例会において付託された「議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」について、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、任期付職員の位置づけや嘱託員との違い、平成26年の機構改革時に示された職員数や定数及び人件費の推移、県内の任期付職員の状況等を詳細に審査しました。審査の結果、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに解決し、町民サービスの向上を図るため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基

づき制度を導入することは、必要なものと判断しました。なお、次の事項について強く申し入れて、原案のとおり賛成することにしました。

（１）平成26年の機構改革時に提出された人件費総額を遵守して執行されたい。

（２）特定任期付職員の採用については、慎重に扱われたい。

裏面に移ります。（３）一般任期付職員の採用については内部調整を図り、現職員の育成や管理もされたい。また、現職員との処遇について差異のないようにされたい。

以上のとおりでございます。なお、質疑につきましては、平野副委員長を初め他の委員の補足説明の許可をよろしくお願いします。

以上のとおり報告いたします。終わります。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 2 番 大 舘 この議案が提案されたときにですね、全協、前回の全協だったかと思いますがけれども、利根川議員から人件費の推移について資料提出をお願いしたいという要請があったと思いますけれども、まだいただいていないんですけれども、その件についてはどのように取り扱いをされたのか、ちょっとお願いします。

7 番 利 根 川 平成26年次の機構改革のときに提出された資料を委員会において提出していただきました。それに基づきまして、現在の人件費総額等々を慎重に審議させていただきまして、その範囲の中におさまるのではないかという結論に達したわけでございます。総務の委員には全員配付をしていただきました。委員会においてでございます。以上でございます。

1 2 番 大 舘 わかりました。委員会で慎重に審査してもらったことについて、クレームつけてるわけじゃありませんけど、我々当然その資料は我々にもいただけるのかなというふうに思って。前回にその資料を配付された、機構改革のときに配付されたとおり、そのままということなんですね。内容的にはね。この条例の中に給与の明細等が出ていますけれども、かなり高額であるわけです。ですから、多少の差異、これからまたきょう提案されています職員の給与に関する条例の中でも、上がっているわけですね。それで全然推移が変わらないというのは

あり得ないと思うんですけども、その辺はどのように審査されたんでしょうか。

2 番 田 代      ただいまの12番の御質問にお答えいたします。平成26年、機構改革を行って、課を多く設置したときに、今後の推移についてどうなるんだということで、平成31年度予算まで予想の人数、人件費、そういったものを出していただきました。今回その予想に対してどのように推移したかということで、ここで31年予算、一番そのときに長い期間で見たのは31年の予算まで見ました。そのとき、26年と今回の比較で、1,300万円ほど人件費がふえています。具体的には1,377万1,000円です。これについてどういう理由でふえたのかということでお伺いしたところ、再任用制度、退職者が65まで年金が出ないということで、法律的に職員で希望があれば採用する義務があると。そのようなことで、採用職員、31年度ベースですと5名ほど見てます。その人件費が1,300万というふうなことで、大体数字的には当初機構改革で、ある程度職員もふやす。定数条例の範囲内で職員もふやす。課もふやすという町長の政策に対して示された数字に対して、その範囲内で適正に行われていると、そういう審査をいたしました。以上です。

1 2 番 大 館      わかりました。それとですね、専門職ということで、高度な専門職であるゆえにですね、委員長も田代議員もですね、職員のOBとして、例えばやっぱり職場で働いていてですね、最終目標というか、みんなそれぞれ努力をして、将来は僕は課長になるんだとか、私は課長になるんだとか、そういう意欲を持って働いていられる職員がほとんどだと思う。そういった中で、いきなり高度な専門知識を持った人が上に座られるということは、反面意欲をそがれる意味合いもあるのかなと危惧しているところですけども、その辺はどのような議論をされたんですか。

7 番 利 根 川      今回の委員会につきましては、2日間にわたり、延べ5時間半にわたって慎重に審議をさせていただきました。主なその焦点というのは、財政的な裏づけの問題が1点と、2番目には、その今、大館議員が指摘されたそのところなんですね。そのところなんです。平成14年に法律ができました。この法律ができて、自治体では条例をつくって、任期付きの職員を採用することができるとい

う、自治体でそういう条例をつくれれば採用できるよという法律が平成14年にできました。その後ですね、いろんな各自治体でですね、例えば自衛官上がりの人を防災担当主幹にするとか、あるいは小さな、例えば島部ですね、島、そういうところで人口減少していく。そういうところで都市部で自治体の職員で定年退職した人を再任用みたいな形にするとか、いろんな形が起きてきました。具体的にですね、私ごとでございますけれども、私についても平成17年にこの法律に基づいて条例を設定した、ある小さな自治体から、民生担当参事という形で来ないかというようなお話もいただきまして、そのとき私はこの内容を十分勉強させていただきました。

私、経験…大館議員が質問されるとおりの疑問があるわけですよ。皆さん、ここに座っている職員は、皆さん課長なり参事になるためには30年間それぞれ努力してきた。その人がですね、ある日突然、何とか担当参事とか何とか担当主幹できてしまうとですね、果たしてその下に並ぶ職員が、10年、20年働いている職員が、うまくいくだろうか。その辺を十分にですね、質疑のやりとりをしました。特に委員会で答弁に立った課長補佐の方なんてについては、あなた方と一緒にこれから仕事していくんだよ。その人とうまくできるのかよ、一体と。その辺はですね、十分やりとりをさせていただきました。他の委員からはですね、町の職員として、そういう例えば防災とかですね、福祉だとか何とか、いろんな専門的なものを学ぶために、職員を養成していったらどうだと。陸前高田もあるんじゃないか。小田原の消防署もあるんじゃないかというような質問もかなり出ましてですね、ほとんどこの質疑の半分はこの大館議員が危惧されてるところのやりとりがされまして、採用に当たっては慎重に審査をされて、最終的には、例えば何とか課があると、その下に担当主幹みたいな形で、上に頭を押さえる形じゃないと、その人が一番、あるセクションでトップに立ってしまうと、うまくいかないんじゃないかと。その辺まで、かなり踏み込んだ議論もさせていただきました。執行権の内容に差し支えあるかもしれませんが、その辺を十分審査するようにというような質疑も十分させていただいたつもりでございます。

この件に関して、ほかの委員からも答弁があればお願いをしたいと思います

が。以上でございます。

2 番 田 代 先ほど田代という御指名をいただきましたので、回答させていただきます。

この条例につきましては、特定任期付職員、一般任期付職員、任期付職員、主に3つの柱になっております。本会議で議論したときには、特定任期付職員で給料もかなり高く、待遇も参事・課長級のようなイメージで審議しておりました。委員会に付託されて、もう少し具体的にその審査をすると、実際には一般任期付職員、これを受け入れたいというふうなお話でした。ただ、条例を制定する以上、やはり枠は大きくと、どんなことにも対応できるようにというふうなことで、また先進市町の条例制定を参考に、この条例は制定されました。

その中で、冒頭申し上げましたとおり、当初はいきなり参事級の人がよそから来る。課長級の人がよそから来る。うまくやっていけるのかなということが、利根川委員長と同じように私も危惧しました。県内の事例とか、松田町が目指している、当初この条例が制定された後、目指している内容についてお伺いしましたところ、まず、県内については特定任期付職員、これを採用しているところは弁護士さんですか、ということで、平塚、茅ヶ崎、厚木が弁護士さんを採用していました。これは特殊な、難しい裁判になったときの例のようでした。松田町ではこういうことはまずはないだろうというふうな想定の中で、一般任期付職員、係長から課長補佐、主幹ぐらいな人で、今、防災が非常に難しい状況なんで、自衛官の退職した人を上げたいということでした。採用したいというような計画でした。そのときに、では職員にその方を採用したときに、いや、私は防災の専門官だよと。あとほかの使役はしないよと。桜まつり、観光まつり、いろいろな事例があると思うんですけど、そういうことを、その方が自分の特殊な業務をもとに、そういう職員と同じ使役をされないというのは、やはり問題ではないかということもかなり議論しました。

そのようなことがありまして、附帯事項の（3）番です。一番下に、現職員との処遇についても差異のないようにされたいと。このような議論をした中で、私どもはこの報告をさせていただいています。以上です。

1 2 番 大 館 わかりました。内容的に精査されていることは十分理解できる。今、聞こうとしたところ、田代議員からも話がありましたように、（3）番のね、一般任

期付職員の採用については内部調整を図り、現職員の育成や管理もされたいという、この採用された人が職員を育成・管理するわけ。そういうふうにとり…どのような表現なのか、ちょっとこれは誤解を招きやすい表現だと思うんですけども、どういうことでこうなったのか説明願います。

7 番 利 根 川 これは、その人が育成や管理するんじゃないくて、全体的な職員の育成・管理を図っていただく。特に委員会で、ある委員からですね、かつては水道課にはすばらしい、入ってずっと40年もその職場にいたエキスパートの職員もいたじゃないかと。防災なら防災、何とかなら何、そういうので育てる姿勢はないのかと。いろんな研修機関、団体もあるじゃないか。そういうところと協働して自前で育てろよと。そういう育てることも考え、なおかつこういう即戦力も雇うというならわかるけども、育てないで、ある程度知識のあるやつを途中から引っ張ってくる。そういうことじゃだめだよという意見も強く出されておりました。以上でございます。

1 2 番 大 館 まことに申しわけありませんけども、ただこれ、報告書と提案されて…提出されて、これでそういう理解しなさいって。委員会をやってる人たちは理解できますよ。委員会じゃない人、理解できないですよ、それじゃ。この表現だと、あたかもその専門職の人がね、職員を管理・育成されたいというふうにとられ…私はそういうふうに見たんです。おかしいでしょうと思ったんで質問させていただいたんですけれども。これちょっと問題じゃないのかなと思います。皆さんが真剣に議論されて、今、説明を聞いたからわかるんですけども、聞かないとわかりませんよ。これ、全然部外者が見たときに、何なんだ、それに人事管理までさせるのかよという、とられがちです。やすいですよ。ですから、ちょっと表現が違うのかなと感じますけれども。ここで修正しなさいとは言いませんけども、ちょっと誤解を招きやすいのかなというふうに、余計なおせっかいは焼かせていただきました。

それ以外はですね、先ほど田代議員が人件費の推移について、31年までの範囲内の再任用の範囲内でおさまるんだということですよね。だったら、この条例の中で高額な明細があったじゃないですか。それを心配してお伺いしたんですけれども、当然、再任用制度が採用されていますので、その範囲の中でやり

くりをできるんだということであれば問題ないかと思いますが、その辺はやっぱり逸脱されちゃうと困るわけですね。その辺をきちっと、委員会もしかり、我々もしかり、やっぱりチェック機能として働かなければいけない部分があると思いますので、一言つけ加えさせていただきます。難しい問題ですから、慎重に審議をされたその報告の中で、ここお伺いできますので。この表現だけはちょっといかんせん、やっぱり誰が見ても即わかるような報告にしていきたいと、今後そのようにしていただきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに。

1 番 平 野 大館議員のおっしゃるように、ちょっとここ（3）番の表現に関しましては、ちょっと主語が曖昧だということで、わかりにくかったということで、おわびいたします。今、委員長が先に述べましたように、これは特別な任務に関しては外から呼べばいいということではなくて、それに頼るのではなくて、十分に現職員の育成も図ってほしいと。両立してほしいという意味で、外から来た人が現職員を一生懸命育てると、そういう主語はそこではないということをおわびさせていただきます。ちょっと委員の中で検討して、何かわかるだろうということで作文してしまいましたが、もうちょっとね、推敲すべきでした。申しわけありません。

1 2 番 大 館 しつこいようですけれども、わかりました。それは執行者側には十分、この意というのは伝わっているわけですね。（「はい」の声あり）わかりました。

議 長 よろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切りまして、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声でございますが、討論を省略して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（総務文教常任委員会報告）について、総務文教常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決された議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、松田町議会会議規則第44条、議決事件の字句及び数字等の整理に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。条例の4ページから5ページの第8条第2項、6ページの附則第3項に、松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年松田町条例第〇〇号）と記載がありますが、告示番号が今後入りますので、議長に委任をいただくものでございます。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第44号松田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、議決事件の字句及び数字等の整理は議長に委任することに決定をさせていただきました。